

# 株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 19 年 4 月 15 日

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号  
株 式 会 社 メ ッ ツ  
代表取締役社長 永 田 典 久

平成 19 年 4 月 2 日開催の当社取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

## 記

- 平成 19 年 5 月 1 日（火曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
  - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成 19 年 4 月 30 日（月曜日）最終の発行済株式総数に 1 を乗じた数とする。
  - 分割の方法 平成 19 年 4 月 30 日（月曜日）[ただし、当日、前日および前々日は株主名簿管理人休業日につき、実質上は、平成 19 年 4 月 27 日（金曜日）]を基準日として株主および実質株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 発行可能株式総数の増加  
会社法第 184 条第 2 項の規定により、平成 19 年 5 月 1 日（火曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 975,000 株増加して 1,951,200 株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

## お知らせおよびご注意

- 株式の分割を受けるべき株主は、平成 19 年 4 月 30 日（月曜日）[ただし、当日、前日および前々日は株主名簿管理人休業日につき、実質上は、平成 19 年 4 月 27 日（金曜日）]最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。
- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
- 証券保管振替制度ご利用の実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成 19 年 5 月 1 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載されることとなります。
- 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 19 年 6 月 20 日（水曜日）にお届けのご住所にお送り申しあげる予定でございます。

なお、株式の分割後の株券がお手元に到着するまでの間は、株式のご売却等はできませんのでご注意ください。

また、証券保管振替制度をご利用の場合には、平成 19 年 5 月 1 日（火曜日）からご売却等が可能です。ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

5. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。
- なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目 33 番 1 号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱所	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 証券代行事務センター 電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店